

# 本庄市観光振興チャレンジサポート補助金

令和6年度 募集要項



本庄市観光振興計画キャッチコピー

**見つけよう、感動。伝えよう、魅力。**

～みんなで織りなす本庄絵巻～

募集期間：令和6年2月1日(木)～29日(木)

※申し込みを考えている事業については事前に商工観光課へご相談ください。

**本庄市役所商工観光課観光振興係**

〒367-8501 本庄市本庄 3-5-3 本庄市役所 4階

TEL 0495-25-1174 / FAX 0495-25-1248

## もくじ

1	制度の目的	1
2	補助対象となる事業	1
3	補助対象となる事業の要件	1
4	補助対象者	1
5	補助対象経費	2
6	補助額	2
7	応募方法	3
8	選考方法	3
9	補助金の交付	3
10	観光振興チャレンジサポート補助金交付要綱	4

## 1 制度の目的

「本庄市観光振興チャレンジサポート補助金」は、観光振興に向けた自由かつ独創的な取組を行う者に対し、事業に要する経費の一部を市が補助することにより、地域の活性化と観光客の誘致を目的とするものです。

## 2 補助対象となる事業

補助金の対象となる事業は、以下の事業とします。

- ① 観光イベント事業
- ② 観光宣伝に関する事業
- ③ 観光資源の開発又は観光関連施設の整備に関する事業
- ④ 特産品の開発及びその普及促進のための事業
- ⑤ その他市長が必要と認める事業

## 3 補助対象事業の要件

補助対象となる事業は、以下の要件を全て満たすものとします。

- ① 観光客を誘致し、市の魅力を高める事業であること。
- ② 新たに実施する事業であること。ただし、観光イベント事業については、同一の事業につき、連続する3年度を限度として補助事業とすることができる。
- ③ 政治活動又は宗教活動でないこと及び営利を目的としないこと。
- ④ 令和6年度内に完了する事業であること。
- ⑤ 本市の他の補助金等の交付を受けていない事業であること。

## 4 補助対象者

補助金の交付の対象となる者は、以下の要件を全て満たす者とします。

- ① 法人又は団体（以下「法人等」という。）であること。
- ② 市内を主な活動拠点としていること。
- ③ 本庄市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ④ 市税に滞納がないこと。

## 5 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、以下のとおりです。

科目	主な内容
報償費	講師や協力者への謝礼等
交通費	事業に伴う事務連絡等に要した交通費（宿泊を伴うものを除く）
消耗品費	文具、用紙などの消耗してしまうもの
印刷製本費	チラシ・ポスター・プログラムの印刷、写真の焼付け
光熱水費	仮設電源などで事業の実施に必要なもの
通信運搬費	郵便料、電話料等
保険料	行事保険料、ボランティア保険料等
委託料	看板作成料、会場設営料等
使用料	施設使用料等
賃借料	機器借上料、駐車場借上料、自動車借上料等
その他これらに類する経費	市長が必要と認めるもの

備考 補助対象事業の実施により、国、県等から補助を受けているときは、補助対象経費から当該補助に係る金額を控除した額を補助対象経費とみなします。

## 6 補助額

補助金の額は、補助対象経費の2分の1（上限50万円）とします。

## 7 応募方法

応募に必要な書類は、市のホームページ及び商工観光課にあります。応募する場合は、事前に商工観光課に相談してください。

募集期間、提出場所及び提出書類は以下のとおりです。

募集期間	令和6年2月1日（木）～29日（木） （受付時間：8時30分～17時15分） （土・日曜日、祝日は除きます。）
提出場所	本庄市役所4階 商工観光課
提出書類	① 観光振興チャレンジサポート補助金企画提案書（様式第1号） ② 法人又は団体の定款、規約その他これらに準じる書類 ③ 法人等概要書（様式第2号） ④ 法人等の構成者が分かる名簿等の書類 ⑤ 観光振興チャレンジサポート事業企画書（様式第3号） ⑥ 観光振興チャレンジサポート事業収支予算書（様式第4号） ⑦ 市税に滞納がない証明（団体については、代表者の証明） ⑧ その他市長が必要と認める書類 ※提出書類は返却しませんので、必要な場合はコピーをとるなどした後に、提出してください。 応募は、1法人等につき1事業とします。

## 8 選考方法

本庄市観光振興チャレンジサポート補助金審査会において、補助の必要性の審査（書類審査やヒアリング等）を行います。なお、審査会終了後に審査結果を通知いたします。

## 9 補助金の交付

事業終了後、実績報告をもとに補助金交付確定額を決定し、補助金を交付します。

## 10 観光振興チャレンジサポート補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、観光振興に向けた自由かつ独創的な取組を行う者に対し、本庄市観光振興チャレンジサポート補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地域の活性化と観光客の誘致を目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、本庄市補助金等交付規則（平成18年本庄市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 観光イベント事業
- (2) 観光宣伝に関する事業
- (3) 観光資源の開発又は観光関連施設の整備に関する事業
- (4) 特産品の開発及びその普及促進のための事業
- (5) その他市長が必要と認める事業

2 補助対象事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 観光客を誘致し、市の魅力を高める事業であること。
- (2) 新たに実施する事業であること。
- (3) 政治活動又は宗教活動でないこと及び営利を目的としないこと。
- (4) 補助金の交付を受けようとする年度内に完了する事業であること。
- (5) 市の他の補助金等の交付を受けていない事業であること。

3 前項の規定にかかわらず、第1項第1号に掲げる事業については、同一事業につき、連続する3年度を限度として補助事業とすることができる。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 法人又は団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 市内を主な活動拠点としていること。
- (3) 本庄市暴力団排除条例（平成24年10月1日本庄市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 市税に滞納がないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、別表のとおりとする。

2 法人等が補助対象事業の実施により国、県等から補助を受けているときは、補助対象経費から当該補助に係る金額を控除した額を補助対象経費とみなす。

(補助額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000

円未満切捨て)と50万円とを比較して少ない方の額とする。

(応募の方法)

第6条 補助金の交付を受けようとする法人等は、本庄市観光振興チャレンジサポート補助金企画提案書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 法人等概要書(様式第2号)
- (2) 定款、規約その他これらに準じる書類
- (3) 法人等の構成者が分かる書類
- (4) 本庄市観光振興チャレンジサポート事業企画書(様式第3号)
- (5) 本庄市観光振興チャレンジサポート事業収支予算書(様式第4号)
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の提案は、1法人等につき1事業とする。

(審査会の設置)

第7条 市長は、補助対象事業の適格性を審査するために、本庄市観光振興チャレンジサポート補助金審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は、前条の提案があったときは、その内容を審査するものとする。

3 審査会に関する事項は、別に定める。

(補助事業の採択)

第8条 市長は、前条に定める審査の結果を考慮して、補助事業の採択の可否を決定し、その結果を本庄市観光振興チャレンジサポート補助金審査結果通知書(様式第5号)により提案した法人等に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日以内に規則第15条に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 本庄市観光振興チャレンジサポート補助金事業収支決算書(様式第6号)
- (2) 本庄市観光振興チャレンジサポート補助金経費精算額内訳書(様式第7号)
- (3) 経費を証明する領収書及び契約書等の資料
- (4) 本庄市観光振興チャレンジサポート補助金事業報告書(様式第8号)
- (5) 補助事業の実施状況を確認できる写真、印刷物等
- (5) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市町が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条第2項第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年度まで、補助対象事業とすることができる。

- (1) 平成30年度から令和元年度まで連続して補助金の交付決定を受けた第2条第1項第1号に掲げる事業について、令和2年度も補助金の交付を申請する場合 令和2年度
- (2) 令和元年度に新たに補助金の交付決定を受けた第2条第1項第1号に掲げる事業について、令和2年度以降も補助金の交付を申請する場合 令和3年度



別表（第4条関係）

補助事業に要する費用のうち補助対象となる経費

科目	主な内容
報償費	講師や協力者への謝礼等
交通費	事業に伴う事務連絡等に要した交通費（宿泊を伴うものを除く）
消耗品費	文具、用紙などの消耗してしまうもの
印刷製本費	チラシ・ポスター・プログラムの印刷、写真の焼付け
光熱水費	仮設電源などで事業の実施に必要なもの
通信運搬費	郵便料、電話料等
保険料	行事保険料、ボランティア保険料等
委託料	看板作成料、会場設営料等
使用料	施設使用料等
賃借料	機器借上料、駐車場借上料、自動車借上料等
その他これらに類する経費	市長が必要と認めるもの

備考

- 1 事業に必要な経費を対象とします。
- 2 団体の運営に必要な経費は対象外です。
- 3 備品購入、構成員同士の飲食及び懇親・慰安を目的とする研修費は対象外です。

様式第1号（第6条関係）

本庄市観光振興チャレンジサポート補助金企画提案書

年 月 日

（あて先）本庄市長

住 所  
名 称  
代表者氏名

本庄市観光振興チャレンジサポート補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 事 業 等 の 内 容	
補助事業に要する経費	円
交 付 申 請 額	円
申 請 額 の 算 出 基 礎	
そ の 他	

法人等概要書

法人等の名称			
設立年月日	年 月 日		
会員数	人（うち本庄市民 人）		
法人等所在地	住所	（〒 - ）	
	電話		FAX
	メール		
代表者	氏名		
	住所	（〒 - ）	
	電話		FAX
	メール		
連絡担当者	氏名		
	電話		FAX
	メール		
主な活動内容			
主な活動実績			
主な活動場所			
添付書類	1 法人等の会員名簿 2 法人等の定款、規約、会則等 3 法人等の活動内容の分かるもの		

本庄市観光振興チャレンジサポート事業企画書

事業年度	年度
補助事業の名称	
事業の目的	
事業の内容	
事業の効果	
事業の日程	
事業の実施体制	
事業のPR方法	

備考 その他参考となる書類がある場合は、添付してください。

様式第4号（第6条関係）

本庄市観光振興チャレンジサポート事業収支予算書

収入の部

科目	金額（円）	内訳
合計		

支出の部

科目	金額（円）	内訳
合計		

第 号  
年 月 日

様

本庄市長

本庄市観光振興チャレンジサポート補助金審査結果通知書

年 月 日付で申請のあった補助金については、次のとおり決定しましたので通知します。

1 事業名

2 審査結果 採択 ・ 不採択 とさせていただきます。

3 交付金額 円

様式第6号（第9条関係）

本庄市観光振興チャレンジサポート補助金事業収支決算書

収入の部

科目	金額（円）	内訳
合計		

支出の部

科目	金額（円）	内訳
合計		

\*科目には「別表」補助対象経費の科目名を記入してください。

\*内訳には主な収入・支出内訳を記入してください。

様式第7号（第9条関係）

本庄市観光振興チャレンジサポート補助金経費精算額内訳書

収入の部

科目	合計金額	収入内訳及び金額
自主財源（会費等）		
協賛金・負担金		
市補助金		
合計		

支出の部

科目	合計金額	支出内訳及び金額
報償費		
交通費		
消耗品費		
印刷製本費		
光熱水費		
通信運搬費		
保険料		
委託料		
使用料		
賃借料		
合計		

\* 支出内訳及び金額には、領収書の支出内容と金額を記入し、領収書と照合できること

\* 領収書は、科目ごとに分類し領収書綴りを作成し、原則として原本を添付すること



本庄市観光振興チャレンジサポート補助金事業報告書

事業年度	年度
補助事業の名称	
事業の目的	
事業概要	
事業日程	
事業実績（成果）	
事業の実施体制	
事業のPR方法	
その他	

備考 その他参考となる書類がある場合は、添付してください。